

交通関係法令違反等統計事務処理要綱の制定について（例規）

〔 最終改正 令和4.9.30 例規交企第26号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

交通関係法令違反取締状況等の統計事務に関して、必要な事項を定めたものです。

その内容は、

- 統計の種類及び作成部署
- 統計の期間、報告期日
- 統計の作成要領

等です。